

---

# 千葉県労働委員会年報

(令和5年)

---

千葉県労働委員会事務局

# 目 次

第1章 労働委員会の構成	1
1 労働委員会	1
2 委員	1
3 あっせん員候補者	3
4 事務局	4
第2章 労働委員会の活動	5
第1節 労働争議の調整	5
1 概要	5
(1) 概況	5
(2) 新規申請状況	5
(3) 終結状況	5
2 調整事件の処理状況一覧	12
3 労働争議の実情調査	13
(1) 概要	13
(2) 争議予告件数	13
第2節 個別的労使紛争のあっせん	15
1 概要	15
(1) 概況	15
(2) 新規申請状況	15
(3) 終結状況	15
2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧	23
第3節 不当労働行為事件の審査	24
1 概要	24
(1) 不当労働行為事件の取扱件数	24
(2) 終結事件の平均処理日数	25
2 不当労働行為事件一覧	26
第4節 再審査・行政訴訟事件	28
1 再審査事件概要	28
2 行政訴訟事件概要	28
(1) 係属事件	28
(2) 緊急命令申立事件	28
3 確定命令不履行通知	28
4 再審査・行政訴訟事件一覧	28

第5節 労働組合の資格審査 .....	29
第6節 無料労働相談会 .....	30
1 概要 .....	30
2 実施状況 .....	30
第7節 会議 .....	31
1 概要 .....	31
2 総会 .....	31
3 公益委員会議 .....	37
4 連絡協議会及び連絡会議 .....	39
5 委員・事務局職員合同研修会 .....	41
《参考》取扱事件数 .....	42
・労働争議調整事件 .....	42
・個別的労使紛争のあつせん事件 .....	45
・不当労働行為事件 .....	46

# 第1章 労働委員会の構成

## 1 労働委員会

千葉県労働委員会は、労働組合法第19条の12第1項及び地方自治法第180条の5第2項第2号の規定により、都道府県の執行機関として設置されている行政委員会であり、労働組合法第20条の規定による権限を有し、労使間の紛争処理を主たる業務とする専門機関である。

その構成は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者からなり、委員の数は、本県の場合それぞれ5名ずつの総数15名である。

なお、委員の任命は、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者・労働者委員の同意を得て、知事が任命し、委員の任期は2年である。

労働委員会には、労働組合法、労働関係調整法等に定められた目的を達成するため、準司法的機能（審査・判定機能）と調整機能があり、前者は、不当労働行為の審査や労働組合の資格審査等を行う機能であり、後者は、労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能である。

これらに加えて、知事の委任により個別的労使紛争のあっせんを行い、労働者個人と使用者の間で生じた紛争を調整する機能も有している。

これらの機能により、労働委員会は、使用者による不当労働行為があった場合に労働者を救済する役割と、労使紛争の自主解決が困難な場合に紛争の解決を手助けする役割を果たしているところである。

## 2 委員

第49期委員は、令和4年7月20日付けで任命され、任期は令和6年7月19日までである。

名簿は、次のとおりである。

## 第49期委員

令和5年12月31日現在

### 公益委員

氏名	職業	主な経歴
◎船越 豊	弁護士	千葉県弁護士会副会長
○石井 慎一	弁護士	千葉県弁護士会副会長
沼田 雅之	法政大学法学部教授	大阪経済法科大学法学部准教授
山下 りえ子	東洋大学法学部教授	東洋大学法学部助教授
末吉 永久	弁護士	千葉簡易裁判所民事調停官

(注) ◎…会長、○…会長代理

### 労働者委員

平野 盛士	JFEスチール千葉労働組合 執行委員長	JFEスチール千葉労働組合 書記長
太田 徳彦	不二サッシユニオン参与	不二サッシユニオン千葉支部 特別中央執行委員
海老原 秀典	千葉土建一般労働組合書記次長	千葉土建一般労働組合本部 中央常任執行委員
永富 博之	日本労働組合総連合会 千葉県連合会会長	日本労働組合総連合会 千葉県連合会事務局長
濱 美紀	イオングループ労働組合連合会 副会長	イオングループ労働組合連合会 事務局次長

### 使用者委員

高橋 秀穂	一般社団法人千葉県経営者協会 専務理事	一般社団法人千葉県経営者協会 事務局長
天野 克美	キッコーマンビジネスサービス 株式会社代表取締役社長	キッコーマン株式会社代表取締役 専務執行役員 C H O
酒寄 博司	関東鉄道株式会社相談役	関東鉄道株式会社 取締役会長
平川 宏	JFE東日本ジーエス株式会社 代表取締役社長	JFEライフ株式会社 常務取締役
伊藤 広成	元株式会社千葉興業銀行 常務執行役員	ちば興銀ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長

### 3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び第11条の規定により、労働委員会は、労働争議の解決に援助を与えることができる学識経験者をあっせん員候補者として委嘱することとされており、当委員会では、現職委員、事務局長、事務局次長、審査調整課長及び副課長の職にある者をあっせん員候補者として委嘱している。

令和5年（12月末現在）のあっせん員候補者は、次のとおりである。

#### あっせん員候補者

令和5年12月31日現在

氏名	職名	備考
船越 豊	労働委員会 公益委員	H26.7.24 委嘱
石井 慎一	〃 〃	H30.7.23 委嘱
沼田 雅之	〃 〃	〃
山下 りえ子	〃 〃	R4.7.20 委嘱
末吉 永久	〃 〃	〃
平野 盛士	〃 労働者委員	H28.7.20 委嘱
太田 徳彦	〃 〃	R2.7.20 委嘱
海老原 秀典	〃 〃	〃
永富 博之	〃 〃	R3.10.25 委嘱
濱 美紀	〃 〃	R4.7.20 委嘱
高橋 秀穂	〃 使用者委員	〃
天野 克美	〃 〃	H30.7.23 委嘱
酒寄 博司	〃 〃	R2.7.20 委嘱
平川 宏	〃 〃	〃
伊藤 広成	〃 〃	R4.7.20 委嘱
海宝 伸夫	労働委員会 事務局長	R5.4.11 委嘱
川島 雄子	〃 事務局次長	R3.6.25 委嘱
大野 光紀	〃 事務局審査調整課長	R5.4.11 委嘱
鈴木 恒	〃 〃 審査調整課副課長	R4.4.12 委嘱

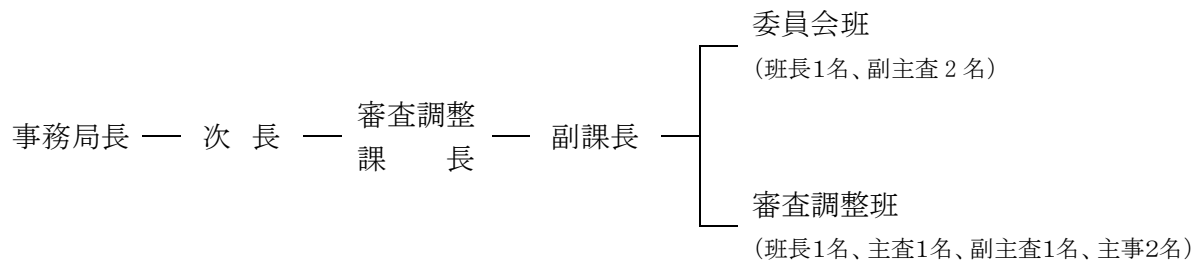
#### 4 事務局

事務局は、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項及び同法施行令第25条の規定により、労働委員会の事務を処理するために設けられ、その内部組織は、会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

事務局の組織は、審査調整課(委員会班、審査調整班)の1課2班であり、所掌事務は千葉県労働委員会事務局組織規則によって、また、事務処理に関しては千葉県労働委員会事務局処務規程によってそれぞれ定められている。

なお、令和5年12月末の職員数は12名となっている。

(組織図)



## 第2章 労働委員会の活動

### 第1節 労働争議の調整

#### 1 概要

##### (1) 概況

令和5年中の調整事件の新規申請件数は1件で、年内に終結した。(第1表)

##### (2) 新規申請状況

###### ア 申請者別

新規申請の1件は、組合からの申請であった。

###### イ 申請月別

申請月別にみると、5月に1件であった。(第2表)

###### ウ 企業規模別

企業規模別にみると、従業員300人以上が1件となっている。(第3表)

###### エ 業種別

業種別にみると、「医療、福祉」が1件となっている。(第4表)

###### オ 調整事項別

調整事項別にみると、「団体交渉の促進」が1件となっている。(第5表)

##### (3) 終結状況

###### ア 終結形態別

打切りが1件となっている。(第6表)

###### イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「医療、福祉」が1件となっている。(第7表)

###### ウ 調整事項別

終結状況を調整事項別にみると、「団体交渉の促進」が1件となっている。(第8表)

###### エ 係属日数別

終結した1件の係属日数については、76日であった。(第9表)



第1表 調整事件取扱状況

(単位：件、%)

区分	年	3年		4年		5年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し		1	20.0	1	50.0	—	—
新規申請		4	80.0	1	50.0	1	100.0
計		5	100.0	2	100.0	1	100.0
終結件数		4	80.0	2	100.0	1	100.0
翌年への繰越し		1	20.0	0	0	0	0

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
3年	1		1	1							1		4
4年					1								1
5年					1								1
計	1	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	6

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模 (人)	年	3年		4年		5年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1~9							
10~19							
20~49		1	25.0				
50~99		2	50.0				
100~299				1	100.0		
300以上		1	25.0			1	100.0
合計		4	100.0	1	100.0	1	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年	3年	4年	5年
不動産業、物品賃貸業		1		
宿泊業、飲食サービス業		1		
教育、学習支援業		1		
医療、福祉			1	1
公務		1		
合 計		4	1	1

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 調整事項別新規申請状況

(単位:件)

調整事項		年	3年	4年	5年
組合承認・組合活動					
協約締結・全面改定					
協約効力・解釈					
賃金等	賃金増額				
	一時金				
	諸手当				
	その他賃金に関するもの	1	1		
	退職一時金・年金	1			
	解雇手当・休業手当	1			
	小計	3	1	0	
給与以外	労働時間	1			
	休日・休暇				
	作業方法の変更				
	定年制				
	その他の労働条件	1			
	小計	2	0	0	
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小				
	企業合併・事業譲渡				
	人員整理				
	配置転換				
	解雇		1		
	その他の経営・人事		1		
	小計	0	2	0	
福利厚生					
団交促進		3		1	
事前協議制					
その他			1		
合 計		8	4	1	

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第6表 調整事件終結状況

(単位:件)

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
3年	1	4	5	1	1	2		4	1
4年	1	1	2		2			2	0
5年	—	1	1		1			1	0

第7表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	3年			4年			5年					
		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳				
			解 決	打 切 り		取 下 げ	解 決		打 切 り	取 下 げ			
不動産業、物品賃貸業		1		1									
宿泊業、飲食サービス業		1		1									
教育、学習支援業		2	1	1									
医療、福祉					1		1	1		1			
公務					1		1						
合 計		4	1	1	2	2	0	2	0	1	0	1	0

(注) ・該当する業種のみ掲載

第8表 調整事項別終結状況

(単位:件)

調整事項	年	3年			4年			5年					
		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳				
			解 決	打 切 り		取 下 げ	解 決		打 切 り	取 下 げ			
組合承認・組合活動		1		1									
協約締結・全面改定													
協約効力・解釈													
貸金等	貸金増額												
	一時金												
	諸手当	1		1									
	その他貸金に関するもの	1			1	1		1					
	退職一時金・年金	1			1								
	解雇手当・休業手当	1			1								
小計	4	0	1	3	1	0	1	0	0	0	0	0	
給与以外	労働時間	2	1	1									
	休日・休暇												
	作業方法の変更												
	定年制												
	その他の労働条件	1			1								
	小計	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小												
	企業合併・事業譲渡												
	人員整理												
	配置転換												
	解雇					1		1					
	その他の経営・人事	1			1								
小計	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0		
福利厚生	1		1										
団交促進	3	1	1	1	1		1		1				
事前協議制													
その他					1		1						
合 計		13	2	5	6	4	0	4	0	1	0	1	0

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ~19日	20日 ~29日	30日 ~39日	40日 ~49日	50日 ~59日	60日 以上	平均 係属日数
3年	1				1		2	78.3
4年						1	1	108.0
5年							1	76.0

## 2 調整事件の処理状況一覧

事件 番号	種 別	申 請	業 種	従 業 員 数	組 合 員 数	申 請 受 付 日	係 属 日 数	調 整 回 数	あ っ せ ん 員 (指 名 年 月 日)	調 整 事 項	終 結 状 況
						終 結 日					
5 (あ) 1	あ っ せ ん	労	医 療 、 福 祉	323	20 (20)	R5.5.19	76	1	(公) 船越 (労) 永富 (使) 伊藤 (R5.5.29)	1 対面での団体交渉 に応じるよう求める。 2 団体交渉設定時間 を従前どおり2時間程 度とするよう求める。	打 切 り
						R5.8.2					

- (注) ・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。  
 ・組合員数欄の ( ) は当該事業場に係る人数を示している。

### 3 労働争議の実情調査

#### (1) 概要

令和5年中に労働関係調整法第37条の規定による公益事業の争議行為の予告通知を受け、労働委員会規則第62条の2の規定により実施した実情調査対象件数は3件（前年繰越分無し）であった。業種別にみると、「医療、福祉」が3件であった。

なお、令和5年中に予告通知のあった事件で実際に争議行為が行われたものは3件であり、そのほかに、中労委宛てに予告通知のあった事件で当委員会宛てに争議行為発生届の提出があったものが1件あった（下表※参照）。

#### (2) 争議予告件数

##### ア 月別件数

(単位:件)

年 月 \ 区分	千労委へ	経由	中労委から	計
5年1月				
2月	1		15	16
3月			※15	15
4月				
5月			4	4
6月			1	1
7月				
8月			2	2
9月			1	1
10月	1	1	5(1)	7(1)
11月	1		7	8
12月				
計	3	1	50(1)	54(1)

※うち1件に係る争議行為発生届については、当初、中労委宛てに提出されたが、当該争議行為が本県の区域内のみで発生したこと及び全国的に重要な問題に係るものには当たらないことを理由に、中労委において不受理となったことから、改めて当委員会宛てに提出された。

(注) ・「千労委へ」とは、当委員会宛てに新規に通知のあったもの

・「経由」とは、争議行為が本県を含む2以上の都道府県に及ぶため、当委員会を経て中労委に通知されたもの

・「中労委から」とは、争議行為が本県にも及ぶものとして、中労委から連絡のあったもの（争議行為の予告通知は、その争議行為が2以上の都道府県にわたるものであるとき又は全国的に重要な問題に係るものであるときは、中労委に報告することになっている。）。なお、( )は、経由欄と重複した件数を示している。



イ 年別件数

(単位:件)

年 \ 区分	千労委へ	経由	中労委から	計
3年	2		47	49
4年	3		47	50
5年	3	1	50(1)	54(1)

## 第2節 個別的労使紛争のあっせん

### 1 概要

#### (1) 概況

当労働委員会では、知事からの委任を受け、平成14年1月から個別的労使紛争のあっせんを行っている。

令和5年の新規申請件数は7件で、全て年内に終結した。(第1表)

#### (2) 新規申請状況

##### ア 申請者別

申請は全て労働者からであった。

##### イ 申請月別

申請月別にみると、2月、3月、4月、8月及び10月が各1件、6月が2件となっている。(第2表)

##### ウ 企業規模別

企業規模別にみると、10人以上19人以下が2件、20人以上49人以下が1件、100人以上299人以下が2件、300人以上が2件となっている。(第3表)

##### エ 業種別

業種別にみると、「卸売業、小売業」及び「宿泊業、飲食サービス業」が各1件、「教育、学習支援業」が2件、「医療、福祉」が3件となっている。(第4表)

##### オ 雇用形態別

雇用形態別にみると、正社員に関するものが3件、非正規雇用労働者に関するものが4件となっている。(第5表)

##### カ あっせんを求める事項別

あっせんを求める事項別にみると、「契約更新拒否・雇止め」、「懲戒解雇」、「懲戒解雇以外の懲戒処分」、「退職」、「賃金未払」及び「その他賃金」が各1件、「パワハラ・嫌がらせ」及び「その他」が各3件となっている。(第6表)

#### (3) 終結状況

##### ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決4件、打切り2件、不開始1件となっている。(第7表)

##### イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「卸売業、小売業」及び「宿泊業、飲食サービス業」が各1件、「教育、学習支援業」が2件、「医療、福祉」が3件となっている。(第8表)

##### ウ 係属日数別

終結した7件の係属日数については、最短6日、最長90日であり、平均係属日数は47.0日であった。(第9表)

第1表 個別的労使紛争あっせん取扱状況

(単位：件、%)

区分	年	3年		4年		5年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し		2	16.7	1	16.7	0	0
新規申請		10	83.3	5	83.3	7	100.0
計		12	100.0	6	100.0	7	100.0
終結件数		11	91.7	6	100.0	7	100.0
翌年への繰越し		1	8.3	0	0	0	0

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
3年				2		3		3	1		1		10
4年			1			1	1		1	1			5
5年		1	1	1		2		1		1			7
計		1	2	3		6	1	4	2	2	1		22

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模 (人)	年	3年		4年		5年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1~9		1	10.0	1	20.0		
10~19						2	28.6
20~49		2	20.0			1	14.2
50~99							
100~299				1	20.0	2	28.6
300以上		7	70.0	3	60.0	2	28.6
合計		10	100.0	5	100.0	7	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年	3年	4年	5年
建設業		1		
運輸業、郵便業			1	
卸売業、小売業		2	1	1
金融業、保険業		1		
宿泊業、飲食サービス業				1
生活関連サービス業、娯楽業		1		
教育、学習支援業				2
医療、福祉		4	1	3
複合サービス事業			1	
サービス業		1	1	
合 計		10	5	7

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 雇用形態別新規申請状況

(単位:件)

雇用形態	年	3年	4年	5年
正社員		7	3	3
非正規雇用労働者		3	2	4
合 計		10	5	7

(注) ・非正規雇用労働者は、アルバイト・派遣社員等を示している。

第6表 あっせんを求める事項別新規申請状況

(単位：件)

あっせんを求める事項		年	3年	4年	5年
経営又は人事	解雇	整理解雇			
		普通解雇	1		
		退職強要			
		契約更新拒否・雇止め			1
	配置転換、出向・転籍		1	1	
	復職		2		
	懲戒処分	懲戒解雇			1
		懲戒解雇以外の懲戒処分		1	1
	退職		2	2	1
	勤務延長、再雇用				
	その他経営又は人事		2		
	賃金等	賃金未払			
賃金増額					
賃金減額					
一時金					
退職一時金					
解雇手当					
休業手当					
諸手当		1			
その他賃金			2	1	
年金（企業年金・厚生年金等）					
労働条件等	労働契約		1		
	労働時間			1	
	休日・休暇				
	年次有給休暇			1	
	育児休業・介護休業				
	時間外労働				
	安全・衛生				
	福利厚生制度				
	社会保険				
	労働保険				
	その他の労働条件				
職場の人間関係	セクハラ		1		
	パワハラ・嫌がらせ		3	2	3
その他		2	2	3	
合計		16	12	12	

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第7表 個別的労使紛争あっせん終結状況

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
3年	2	10	12	3	8			11	1
4年	1	5	6	3	2	1		6	0
5年		7	7	4	2		1	7	0

第8表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	3年				4年				5年				
		終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳			
			解 決	打 切 り	取 下 げ		不 開 始	解 決	打 切 り		取 下 げ	不 開 始	解 決	打 切 り
建設業		1		1										
情報通信業														
運輸業、郵便業					1		1							
卸売業、小売業		3	1	2		1	1			1				1
金融業、保険業		1		1										
宿泊業、飲食サービス業										1	1			
生活関連サービス業、娯楽業		1		1										
教育、学習支援業										2	1	1		
医療、福祉		4	1	3		2	1		1	3	2	1		
複合サービス事業					1		1							
サービス業		1	1			1	1							
合 計		11	3	8		6	3	2	1	7	4	2		1

(注) ・該当する業種のみ掲載



第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
3年				2	5	3	1	47.7
4年			1	2	1	1	1	59.5
5年	1		1	1	1	1	2	47.0

## 2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせんを求める事項	終結状況
			終結日					
5 (個) 1	労 (正)	医療、福祉	R5.2.28	49	1	(公) 山下 (労) 太田 (使) 酒寄 (R5.3.3)	1 職場環境の改善 2 休職期間中の給与の補償 3 慰謝料の支払	解決
			R5.4.17					
5 (個) 2	労 (正)	教育、学習支援業	R5.3.10	22	0	(公) 末吉 (労) 海老原 (使) 平川 (R5.3.14)	1 懲戒処分撤回 2 生徒への指導はハラスメントに該当しないことの確認 3 段階的な対処を行うこと	打切り (辞退)
			R5.3.31					
5 (個) 3	労 (非)	教育、学習支援業	R5.4.20	72	1	(公) 末吉 (労) 海老原 (使) 平川 (R5.4.26)	経済的、精神的損害に対する補償金の支払	解決
			R5.6.30					
5 (個) 4	労 (非)	医療、福祉	R5.6.2	90	1	(公) 石井 (労) 濱 (使) 高橋 (R5.6.12) (使) 天野 (R5.7.21)	経済的、精神的損害に対する補償金の支払	解決
			R5.8.30					
5 (個) 5	労 (非)	医療、福祉	R5.6.15	34	0	(公) 沼田 (労) 平野 (使) 酒寄 (R5.6.21)	給与及び慰謝料の支払	打切り (辞退)
			R5.7.18					
5 (個) 6	労 (非)	宿泊業、飲食サービス業	R5.8.25	56	1	(公) 沼田 (労) 平野 (使) 酒寄 (R5.8.30) (労) 太田 (R5.9.25)	店舗責任者から受けたトラブル被害からの慰藉及び解決金の支払	解決
			R5.10.19					
5 (個) 7	労 (正)	卸売業、小売業	R5.10.11	6	0	(公) — (労) — (使) — ( — )	不当解雇の未払金の支払	不開始
			R5.10.16					

(注) ・申請欄の(正)は正社員からの申請、(非)は非正規雇用労働者からの申請を示している(被申請者の場合を含む)。

・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。

### 第3節 不当労働行為事件の審査

#### 1 概要

令和5年中の不当労働行為事件の新規申立て件数は4件で、取扱件数は前年からの繰越し8件と合わせて12件である。そのうち2件が終結（取下げ1、和解1）し、10件が翌年への繰越しとなった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としている。令和5年中の終結事件は、いずれも目標期間内に終結した。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数 (単位：件)

区 分		年					
		元年	2年	3年	4年	5年	
係 属 事 件	前年からの繰越し	1	2	3(1)	3	8(1)	
	新 規 申 立 て	2	2(1)	3	6(1)	4(1)	
	合 計	3	4(1)	6(1)	9(1)	12(2)	
終 結 事 件	取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ				1	
		和 解	無 関 与				
			関 与		1	1	1(1)
	命 令 ・ 決 定 件	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済				
一 部 救 済					2(1)		
棄 却							
却 下			1			1	
	合 計	1	1	3(1)	1	2(1)	
翌年への繰越し		2	3(1)	3	8(1)	10(1)	

(注)・( ) は合同労組からの申立てであり、内数である。

## (2) 終結事件の平均処理日数

(単位：日)

区 分		年				
		元年	2年	3年	4年	5年
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ					438
	和 解	無 関 与				
		関 与		418	183	
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済					
	一 部 救 済			562		
	棄 却					
	却 下	361			673	
総 平 均		361	418	436	673	310

## 2 不当労働行為事件一覧

事件 番号	業 種 等	法7条 該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終 結 処理日数	担 当
3 (不) 2	業種：教育、学習支 援業 従業員数：494名	1, 3	1 懲戒処分の取消し及び 賃金補償 2 謝罪文の掲示	申立て 3.8.4 調査8(2)回 審問1(1)回	公 石井 労 山崎 使 海老原 永富 天野 酒寄
3 (不) 3	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用 期間終了後の雇用及び賃 金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	申立て 3.11.5 調査9(4)回 4(不)1申立て4.4.27 4(不)2申立て4.5.18 4(不)4申立て4.8.25	公 沼田 労 平野 使 永富 熱田 高橋 平川
4 (不) 1	業種：サービス業 従業員数：850名	2	1 謝罪文の交付及び掲示 2 命令履行の文書報告	5(不)3申立て5.5.30 併合 4.6.21	
4 (不) 2	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用 期間終了後の雇用及び賃 金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	3(不)3、4(不)1、 4(不)2 併合 4.9.20 4(不)4	
4 (不) 4	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用 期間終了後の雇用及び賃 金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	併合 5.7.14 5(不)3	
5 (不) 3	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用 期間終了後の雇用及び賃 金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告		
4 (不) 3	業種：医療、福祉 従業員数：385名	1	1 懲戒処分の撤回 2 原職復帰及び賃金減額 の撤回	申立て 4.5.23 調査5(3)回 取下げ 5.8.3	公 石井 労 平野 使 太田 天野 平川
4 (不) 5	業種：医療、福祉 従業員数：1,070名	1, 2, 3	1 別組合との差別待遇の 解消 2 組合員に対する差別待	申立て 4.10.21 調査3(3)回	公 船越 山下 労 太田

			遇の解消 3 新設の手当制度によっ て生じた従来支給額との 差額の支払 4 労働者代表選挙の公正 な実施 5 謝罪文の掲載		濱 使 酒寄 伊藤
4 (不) 6	業種：運輸業、郵便 業 従業員数：160名	1	1 原職復帰及びバックペ イ 2 謝罪文の掲載	申立て 4.12.9 調査4(4)回	公 沼田 末吉 労 海老原 濱 使 高橋 天野
5 (不) 1	業種：サービス業 従業員数：130名	1,2	1 団体交渉承諾 2 解雇の撤回 3 原職復帰及びバックペ イ	申立て 5.3.3 調査1(1)回 関与和解 5.8.31	公 船越 労 平野 太田 使 平川 伊藤
5 (不) 2	業種：運輸業、郵便 業 従業員数：1,000名	1,3	1 懲戒処分 <sup>△</sup> の撤回 2 賃金補償 3 謝罪文の掲載	申立て 5.5.16 調査2(2)回	公 石井 労 海老原 永富 使 高橋 酒寄
5 (不) 4	業種：教育、学習支 援業 従業員：300名	1,2,3	1 解雇の撤回 2 原職復帰及びバックペ イ 3 謝罪文の掲載 4 団体交渉承諾及び誠実 交渉	申立て 5.6.14 調査1(1)回	公 山下 労 平野 濱 使 天野 平川

- (注)・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。
- ・ 従業員数は申立て時点における概数である。
  - ・ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、令和5年中の実施回数を(□)回と表示している。
  - ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。

## 第4節 再審査・行政訴訟事件

### 1 再審査事件概要

平成30年（不）第1号事件については、令和元年、当委員会の却下決定に対し、申立人が再審査申立てを行った。令和2年、中央労働委員会が一部却下、一部棄却命令を発したところ、再審査申立人は、これを不服として取消訴訟を提起し、現在、東京地方裁判所に係属中である。

令和元年（不）第2号事件については、令和3年、当委員会の一部救済命令に対し、申立人が再審査申立てを行ったが、再審査で和解勧告がなされ、労使双方がこれを受諾して和解が成立した。併せて和解の認定がなされたため、審査手続が終了した。

### 2 行政訴訟事件概要

#### (1) 係属事件

令和5年中にはなかった。

#### (2) 緊急命令申立事件

令和5年中にはなかった。

### 3 確定命令不履行通知

令和5年中にはなかった。

### 4 再審査・行政訴訟事件一覧

事件番号 業種	初 審	再 審	地 裁	高 裁	最高裁
平成30年(不)第1号事件 業種：鉄道業	30. 5. 28申立て	元 6. 5 労申立て 元(不再)23号	2. 7. 22 労・提起 2(行ウ)290号		
	元 5. 14 決定 【却下】	2. 2. 19 命令 【却下・棄却】			
令和元年(不)第2号事件 業種:医療、福祉	元 11. 27申立て	3. 8. 17 労申立て 3(不再)29号			
	3. 8. 4命令 【一部救済】	5.4.4 【和解認定】			

## 第5節 労働組合の資格審査

令和5年中に申請のあった労働組合の資格審査は6件であり、申請理由は、「不当労働行為救済申立て」が5件、「法人登記」が1件である。(第1表)

これらに前年からの繰越し10件を含めた16件について審査を実施したところ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合と決定されたものは1件、申請の取下げ等に伴い審査を終了したものは3件で、12件は翌年への繰越しとなった。(第2表)

### 第1表 資格審査の申請状況

(単位：件)

申請理由別	年	元年	2年	3年	4年	5年
	不当労働行為救済申立て		2	2	3	6
法人登記			11		8	1
労働者供給事業						
労働者委員候補者推薦			7	1	6	
合計		2	20	4	20	6

### 第2表 資格審査の決定状況

(単位：件)

申請理由別	年	5年			
		適合	不適合	取下げ等	計
不当労働行為救済申立て				2 (1)	2 (1)
法人登記		1 (1)		1 (1)	2 (2)
労働者供給事業					
労働者委員候補者推薦					
合計		1 (1)	0	3 (2)	4 (3)

(注)・( )は前年からの繰越しであり、内数である。



## 第6節 無料労働相談会

### 1 概要

当委員会では、労使紛争の予防や早期解決の一助にするとともに、相談会の広報を通じて労働委員会制度の周知を図るために、労働組合、労働者、使用者を対象として、労使の委員がともに同席し、直接相談に応じる「無料労働相談会」を実施している。

### 2 実施状況

開催日時	場 所	相談者	相 談 員	主な相談内容
10月8日(日) 午後1時から5時	船橋フェイス ビル	なし	なし	なし
10月28日(土) 午後1時から5時	千葉県庁南庁舎 労働委員会	労働者側 2組	(労)太田委員、 濱委員 (使)高橋委員、 酒寄委員	・パワハラについて ・パワハラ及び退職勧奨について

## 第7節 会 議

### 1 概 要

労働委員会の会議は、労働委員会規則第3条に規定されており、委員全員で行う総会（第1項第1号）、公益委員全員で行う公益委員会議（同項第2号）、その他必要に応じて開催する調停委員会及び仲裁委員会等（同条第2項）がある。

また、これらの会議のほかに、労働委員会相互の連絡を密にし、事務処理に必要な統一と調整を図るため、全国及び地域別の連絡協議会等が設けられている。（労働委員会規則第86条）

### 2 総 会

総会は、労働委員会の最高機関というべきものであって、労働委員会規則第5条に規定する付議事項のほか、委員会の業務全般の運営について協議する会議であり、全委員が出席して開催される。

なお、総会に付議される事項は次のとおりである。

- (1) 労働協約の地域的な一般的拘束力の適用の決議に関する事項
- (2) あっせん員候補者の委嘱及び解任に関する事項
- (3) 臨時のあっせん員の委嘱に関する事項
- (4) 調停及び仲裁の開始に関する事項
- (5) 会長及び会長代理の選挙並びに委員の罷免に関する事項
- (6) 労働組合法第22条の強制権限の行使に関する事項
- (7) 都道府県労委規則の制定及び改廃に関する事項
- (8) 特別調整委員の設置、定数及び任期又は罷免に関する事項
- (9) その他会長が必要と認める事項

令和5年中に開催された総会は、1月26日に開催された第1787回総会から12月21日に開催された第1808回総会までの22回であり、その開催状況は次のとおりである。

総会開催状況

(令和5年1月～12月)

回	開催期日	議 題
1787	1月26日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p> <p>(3) 令和4年中の不当労働行為事件の審査、労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんの実施状況の公表について</p>
1788	2月13日	<p>(付議事項)</p> <p>(1) 個別的労使紛争のあっせんに関する要領の一部改正について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p> <p>(3) 公益委員会議について</p>
1789	2月27日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p>
1790	3月13日	<p>(付議事項)</p> <p>(1) 千葉県労働委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正について</p> <p>(2) 千葉県労働委員会行政文書管理規則の一部改正について</p> <p>(3) 千葉県労働委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則の廃止について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和5年(個)第1号事件の申請について</p> <p>(2) 令和5年(個)第2号事件の申請について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(参与委員の申出)</p> <p>(1) 新規の不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 争議行為の予告通知等に係る行政手続のオンライン化について</p> <p>(2) 審査関係事務処理要領、調整関係事務処理要領及び個別的労使紛争のあっせん事務処理要領の一部改正について</p>

回	開催期日	議 題
1791	3月23日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 令和5年度総会日程について</p> <p>(2) 令和5年度各種会議等の出席者について</p>
1792	4月10日	<p>(付議事項)</p> <p>(1) あっせん員候補者(委員以外の職にある者)の解任及び委嘱について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和5年(個)第2号事件の終結について</p> <p>(2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 争議行為発生届について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(意見交換)</p> <p>(1) 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について</p>
1793	4月27日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和5年(個)第3号事件の申請について</p> <p>(2) 令和5年(個)第1号事件の終結について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(5) 公益委員会議について</p>
1794	5月18日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>(2) 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の報告について</p>

回	開催期日	議 題
1795	5月29日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和5年(不)第2号事件の申立てについて</p> <p>(2) 令和5年(あ)第1号事件の申請について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(5) 公益委員会議の結果について (参与委員の申出)</p> <p>(1) 不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について</p>
1796	6月12日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和5年(不)第3号事件の申立てについて</p> <p>(2) 令和5年(個)第4号事件の申請について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(5) 千労委令和元年(不)第2号事件に係る再審査について (その他)</p> <p>(1) 令和5年度全国労働委員会会長連絡会議の報告について</p> <p>(2) 「無料労働相談会」の開催について</p>
1797	6月29日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和5年(不)第4号事件の申立てについて</p> <p>(2) 令和5年(個)第5号事件の申請について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について (参与委員の申出)</p> <p>(1) 不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について</p>
1798	7月13日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和5年(個)第3号事件の終結について</p> <p>(2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p>
1799	7月27日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和5年(個)第5号事件の終結について</p> <p>(2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p>

回	開催期日	議 題
1800	8月24日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和4年(不)第3号事件の終結について</p> <p>(2) 令和5年(あ)第1号事件の終結について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(意見交換)</p> <p>(1) 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について</p>
1801	9月14日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和5年(不)第1号事件の終結について</p> <p>(2) 令和5年(個)第6号事件の申請について</p> <p>(3) 令和5年(個)第4号事件の終結について</p> <p>(4) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(5) 審査事件の状況について</p> <p>(6) 公益委員会議の結果について</p>
1802	9月28日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 審査事件の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の報告について</p> <p>(2) 令和5年度関東ブロック労働委員会会長連絡会議の報告について</p> <p>(3) 第90回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の報告について</p> <p>(4) 令和5年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の報告について</p>
1803	10月12日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 審査事件の状況について</p>
1804	10月23日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和5年(個)第7号事件の申請及び終結について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p>
1805	11月6日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和5年(個)第6号事件の終結について</p> <p>(2) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p>

回	開催期日	議 題
1806	11月20日	(報告事項) (1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について (その他) (1) 無料労働相談会の結果について
1807	12月7日	(報告事項) (1) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について (その他) (1) 令和6年度総会日程(案)について
1808	12月21日	(報告事項) (1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について

### 3 公益委員会議

公益委員会議は、労働委員会規則第9条第1項に規定する付議事項について協議する会議であり、公益委員が出席して開催される。

公益委員会議に付議される事項は、次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格に関する事項
- (2) 不当労働行為に関する事項
- (3) 労働関係調整法第42条の規定による請求に関する事項
- (4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

令和5年中に開催された公益委員会議は、1月26日に開催された第1689回公益委員会議から8月24日に開催された第1692回公益委員会議までの4回であり、その開催状況は次のとおりである。



公益委員会議開催状況

(令和5年1月～12月)

回	開催期日	議 題
1689	1月26日	(付議事項) (1) 法人登記に係る労働組合資格審査について(合議)
1690	4月10日	(意見交換) (1) 令和3年(資)第2号事件について (2) 第89回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1691	5月18日	(付議事項) (1) 不当労働行為事件の期日における傍聴人数の制限緩和について(決定) (その他) (1) 第89回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の報告について
1692	8月24日	(意見交換) (1) 第90回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について (2) 十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題について

#### 4 連絡協議会及び連絡会議

各種連絡会議は、労働委員会相互の連絡を緊密にし、法の解釈、運用、事務処理について必要な調整と統一を図るために、全国又は地域別に開催されている。

<全国・広域>

(1) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会

- ・期 日 11月9日～10日
- ・議 題 1 個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について  
2 労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて  
3 労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について

(2) 全国労働委員会会長連絡会議

- ・期 日 6月9日 午前
- ・主 催 県 茨城県
- ・議 題 不当労働行為審査（調査）におけるウェブ会議の利用について

(3) 全国労働委員会事務局長連絡会議

- ・期 日 6月8日 午後
- ・主 催 県 茨城県
- ・議 題 今後の労働委員会における個別労働紛争解決業務の位置づけについて

(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

- ・期 日 10月30日 午後
- ・議 題 1 履行確認（労委規則45条2項）について  
2 研修制度について  
3 労働委員会事務局における人材確保・育成について

(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- ・期 日 10月31日 午前
- ・議 題 1 中央労働委員会事務局からの説明（調整業務の運営について）  
2 都道府県労働委員会からの事例報告  
3 グループ討議・グループ発表

<関東ブロック>

(1) 第 150 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

- ・期 日 5月11日～12日
- ・主 催 県 埼玉県
- ・議 題 1 外国人労働者の労働相談及びあっせん申請について  
2 派遣先企業を被申請者とするあっせんについて

(2) 第 89 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

- ・期 日 5月11日
- ・主 催 県 埼玉県
- ・議 題 労働委員会の裁量権について

(3) 第 151 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

- ・期 日 9月11日～12日
- ・主 催 県 山梨県
- ・議 題 1 不当労働行為審査の手續における職権主義と当事者主義  
2 副業・兼業に関する諸問題について【講演】

(4) 第 90 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

- ・期 日 9月11日
- ・主 催 県 山梨県
- ・議 題 使用者の利益代表者に近接する職制上の地位にある者による不当労働行為について

(5) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

- ・期 日 9月12日
- ・主 催 県 山梨県
- ・議 題 各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてどのように対応しているのか。(どのような対応方針を考えているのか。)

<14 都道府県>

(1) 14 都道府県労働委員会公益委員会議

- ・期 日 9月19日～20日
- ・主 催 県 新潟県
- ・議 題 1 組合活動への便宜供与について  
2 迅速な審理の在り方について

(2) 第37回14都道府県労働委員会使用者委員会議

- ・期 日 7月7日
- ・主 催 県 埼玉県
- ・議 題 1 ワンマン経営会社の事件対応について  
2 使用者委員としての見識を深めるための方策について

(3) 14 都道府県労働委員会事務局長連絡会議

- ・中止

**5 委員・事務局職員合同研修会**

委員及び事務局職員の知識の習得、職務遂行能力の向上、公労使委員及び事務局職員のコミュニケーションの円滑化を目的として、委員・事務局職員合同研修会を開催している。

令和5年中は、実施しなかった（令和6年1月実施予定）。

《参考》取扱事件数

表1 労働争議調整事件取扱件数年次推移 (昭和22年～令和5年)

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
昭和	22	—	6 (4)	6 (4)	0
	23	6 (4)	29 (15)	35 (19)	34 (19)
	24	1	22 (6)	23 (6)	23 (6)
	25	0	13 (1)	13 (1)	13 (1)
	26	0	17	17	17
	27	0	10 (1)	10 (1)	10 (1)
	28	0	14 (2)	14 (2)	13 (2)
	29	1	15	16	16
	30	0	16	16	15
	31	1	12	13	13
	32	0	11 (2)	11 (2)	11 (2)
	33	0	14 (2)	14 (2)	14 (2)
	34	0	17	17	17
	35	0	15 (1)	15 (1)	15 (1)
	36	0	14	14	14
	37	0	14 (1)	14 (1)	14 (1)
	38	0	4	4	4
	39	0	5	5	4
	40	1	9	10	10
	41	0	7	7	6
	42	1	8	9	8
	43	1	8 (1)	9 (1)	9 (1)
	44	0	12	12	12
	45	0	15	15	15
	46	0	31	31	31
	47	0	22	22	22
	48	0	25 ①	25 ①	25 ①
	49	0	15	15	15
	50	0	21	21	20
	51	1	26	27	27
	52	0	20	20	19
	53	1	15	16	13
	54	3	15	18	18
	55	0	5	5	5
	56	0	5	5	5
	57	0	13	13	12
	58	1	7	8	8
	59	0	3	3	3
	60	0	14	14	13
	61	1	8	9	9
	62	0	12 (1)	12 (1)	10
	63	2 (1)	8 (1)	10 (2)	9 (2)
平成	元	1	4	5	5
	2	0	0	0	0
	3	0	1	1	1
	4	0	5	5	4
	5	1	6	7	6
	6	1	6	7	7
	7	0	7	7	7
	8	0	4	4	3
	9	1	2	3	3
	10	0	4	4	3
	11	1	8	9	8
	12	1	10	11	8
	13	3	11	14	12
	14	2	23	25	22
	15	3	9	12	11
	16	1	9	10	9
	17	1	3	4	4
	18	0	4	4	4
	19	0	4	4	3
	20	1	15	16	16
	21	0	14	14	13
	22	1	9	10	10
	23	0	10	10	9
	24	1	6	7	5
	25	2	7	9	9
	26	0	6	6	6
	27	0	3	3	1

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
	28	2	7	9	8
	29	1	6	7	6
	30	1	2	3	3
令和	元	0	1	1	1
	2	0	7	7	6
	3	1	4	5	4
	4	1	1	2	2
	5	0	1	1	1
	計		791 (38) ①		791 (38) ①

(注) 表中の括弧内の数字は調停件数、丸付き数字は仲裁件数でいずれも内数

図1 労働争議調整事件新規係属件数年次推移 (昭和22年～令和5年)

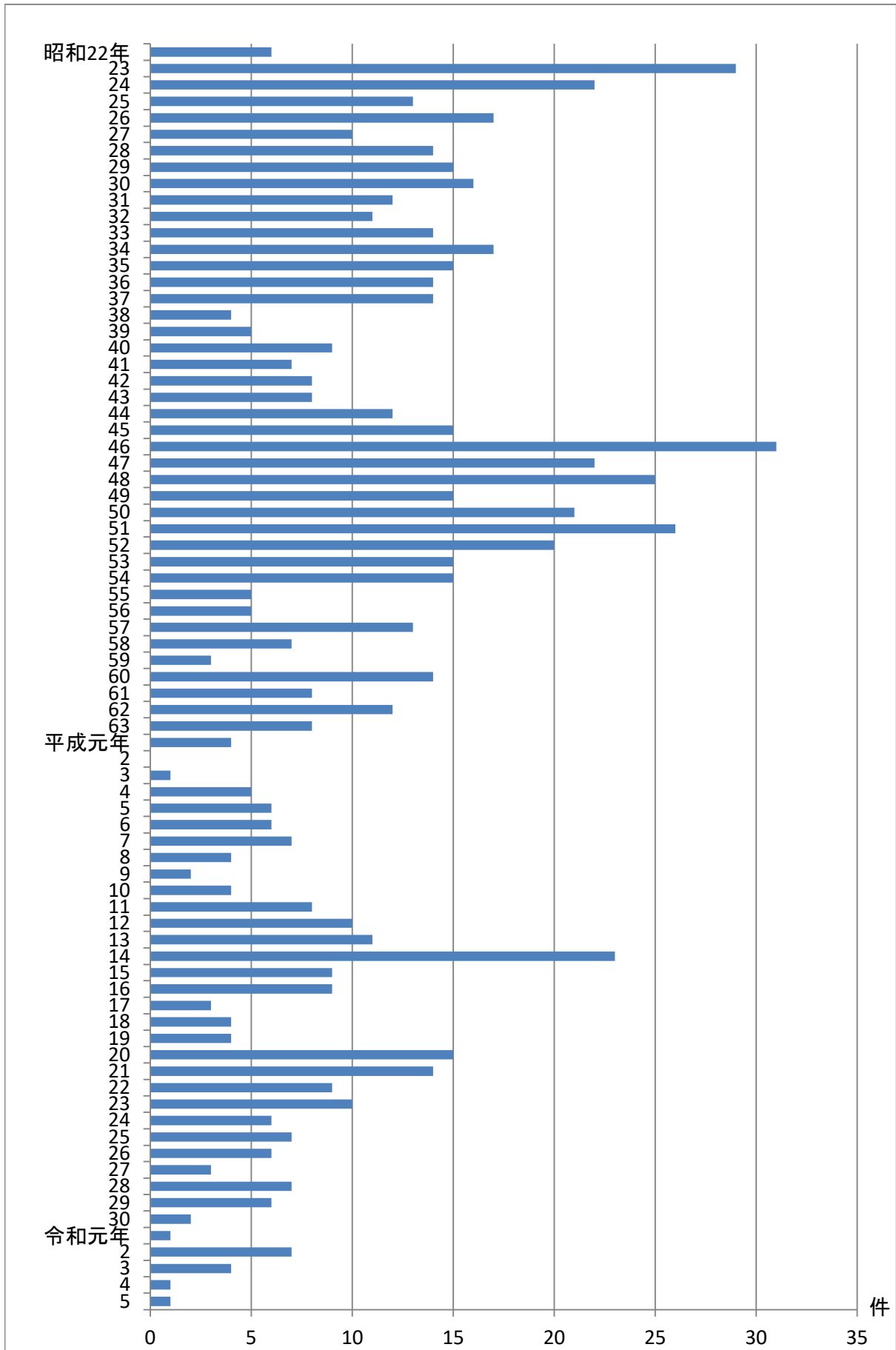


表2 個別的労使紛争のあっせん取扱件数年次推移 (平成14年～令和5年)

年	件数	前年からの 繰越件数(a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
平成	14	—	2	2	1
	15	1	11	12	11
	16	1	3	4	4
	17	0	4	4	4
	18	0	8	8	8
	19	0	14	14	14
	20	0	14	14	13
	21	1	9	10	10
	22	0	25	25	23
	23	2	24	26	25
	24	1	9	10	10
	25	0	7	7	6
	26	1	3	4	4
	27	0	16	16	15
	28	1	8	9	9
	29	0	12	12	11
	30	1	13	14	5
令和	元	9	19	28	27
	2	1	12	13	11
	3	2	10	12	11
	4	1	5	6	6
	5	0	7	7	7
計			235		235

図2 個別的労使紛争のあっせん新規係属件数年次推移 (平成14年～令和5年)

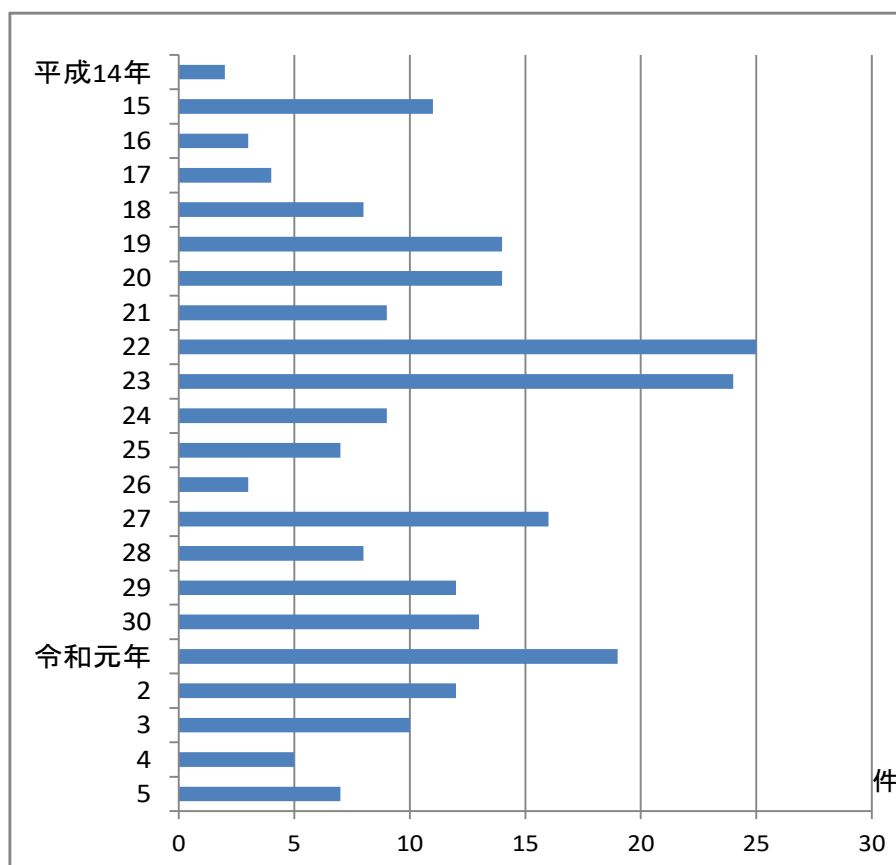




表3 不当労働行為事件取扱件数年次推移 (昭和22年～令和5年)

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
昭和	22	-	10	10	6
	23	4	6	10	9
	24	1	5	6	4
	25	2	10	12	8
	26	4	2	6	6
	27	0	2	2	2
	28	0	4	4	4
	29	0	4	4	3
	30	1	5	6	3
	31	3	5	8	5
	32	3	31	34	32
	33	2	6	8	7
	34	1	0	1	1
	35	0	7	7	5
	36	2	9	11	8
	37	3	3	6	4
	38	2	4	6	3
	39	3	1	4	3
	40	1	3	4	2
	41	2	1	3	2
	42	1	8	9	6
	43	3	3	6	3
	44	3	2	5	3
	45	2	6	8	3
	46	5	7	12	7
	47	5	7	12	5
	48	7	5	12	5
	49	7	6	13	10
	50	3	3	6	1
	51	5	8	13	6
	52	7	7	14	6
	53	8	8	16	8
	54	8	4	12	5
	55	7	5	12	6
	56	6	8	14	8
	57	6	13	19	8
	58	11	6	17	5
	59	12	2	14	5
	60	9	4	13	3
	61	10	6	16	6
	62	10	4	14	7
	63	7	15	22	6
平成	元	16	8	24	8
	2	16	7	23	13
	3	10	6	16	1
	4	15	5	20	1
	5	19	5	24	8
	6	16	3	19	6
	7	13	4	17	3
	8	14	4	18	4
	9	14	4	18	4
	10	14	4	18	3
	11	15	8	23	13
	12	10	4	14	7
	13	7	3	10	4
	14	6	6	12	3
	15	9	4	13	5
	16	8	4	12	5
	17	7	4	11	5
	18	6	3	9	7
	19	2	1	3	1
	20	2	4	6	2
	21	4	5	9	4
	22	5	4	9	4
	23	5	6	11	7
	24	4	1	5	5
	25	0	9	9	4
	26	5	5	10	8
	27	2	2	4	4

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
	28	0	4	4	4
	29	0	4	4	1
	30	3	1	4	3
令和	元	1	2	3	1
	2	2	2	4	1
	3	3	3	6	3
	4	3	6	9	1
	5	8	4	12	2
	計		404		392

图3 不当労働行為事件新規係属件数年次推移（昭和22年～令和5年）

